

陳述書、乙1の最後のほうですけど、3ページ目の下から2行目、「それが行き過ぎだと言うのでしょうか。」と、こういうふう書いてますけども、平成18年4月21日ですね、着信のみ6回、留守録9回、計15回、33分間、短い言葉でいろんな言葉が録音されてましたけども、「俺が何の悪いことしたかね。あほか。」という録音がありました。これは行き過ぎじゃないですか。

私とあなたの通常の会話で、そういうことはよくあります。

被告代理人

あなたは、お子さんは3人でしたかね。

はい。

3人とも原告の経営するリマークゼミということですか。

3人目は、学校、高校が遠かったので、出してません。

そうですか。お二人、原告のゼミに送ったと、通わせたということですかね。

そうです。少しでも協力したかったです。

それから、あなたが原告に融資の世話をして、何か営業成績が上がるとか、そういうことはあったんですか。

私の場合は、何からいろんな営業項目がありまして、ほとんどできたので、営業成績というのはそんなに農協のほうでは重用されません。

判官

まず、4800万円の融資の際の生命共済への加入の件ですけども、これは先ほどのお話ですと、担保価値としては6000万円で把握していたけれども、延滞金等がかさんで、それを超える可能性があるということや、建物についての建物共済の質権設定ができなかったと、建物についての担保価値が把握できなかったことから、追加の担保の趣旨で加入してもらったと、こういうことで間違いはないですか。

はい。

ただ、これは質権設定とか、そういうことはしてませんよね。
できなかつたようです。

それは契約の性質上できなかつたんですか。

いや、生命共済は無理なんじゃないですか。
できないんですね。

はい。ある程度、分かっているけども、本人のためにいろいろ画策したつもりがあると思います。

2 逆にね、この生命共済の加入がないと、融資は下りなかつたんですか。

そういうことはありません。飽くまでも条件と言いつつも融資はする前提で、できればお願いしたいという気持ちでありました。

実際、加入したのもこの融資後ですよ。

そうです。

それから、あと、平成16年の700万円の融資の際の出来事ですけども、事実の流れとしては、そうすると、原告が言ってる事実の流れというのは基本的にあったということによろしいんですね。

そうです。大変苦しんでおりました、にやられているということで。私も力になろうと思ったことは事実です。ただ、融資追加の時に上乗せできることも話が部長からあったので、そちらのほうで進むように私も協力したつもりです。

3 その時の話なんですけども、主張では、保証人となってる件の主債務者のほうの債務不履行があると、延滞があると、融資そのものが下りなかつたんですか。

催告書を私、事前に見てましたので、催告状になりましたら、要するに保証人に押さえられてるということになります、それで。

だから、保証人としての要するに未履行の債務があると、それは550万円の追加融資というのは下りなかつたんですか。

そうですね。

そういう理解でいいですね。

はい。

4 それから、先ほどおっしゃってたのが、一括請求、保証人への請求が一括請求で、遅延損害金、これは当然契約上の利子よりも、利息よりも高い金利になると思うんですけど、それを心配したということですか。

そうですね。ますます窮地に追い込まれることが目に見えてたので。その辺りは原告には説明しましたか。

彼は話せば分かる人ですから、分かってくれてたとは思いますが、まず、説明したか、しないか。

説明をしなくても分かってたと思います。

5 なるほど、分かりました。それから、奥さんの追加保証とか、あるいは実家のほうの担保提供を融資の直前になって伝えたということですけども、これはどうしてそういう事態になってしまったんですかね。

ちょっと記憶にないんですけど、本店審査会が大幅に遅れたときもあるし、そういったときにたまたまなったのかなと思います。ただ、実家のほうの担保提供は実際にはなされずに融資が実行されたようですけども、そうすると、これもできればというところで、条件ではないんですか。

そうですね、私は常に紹光君の味方をしてたので、もうてなわんときはてなわん、仕方がないときはそのまま仕方がないで流してもらうことも多々あります。ほかの人の場合もですけど、それから、あと電話の件ですけども、この時に受け取った手紙というのは今も残ってますか。

持ってます。

それは残ってるの。